お知らせします

小平市人事行政の運営等の状況

小平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成21年度の人事行政の運営等の状況を公表します。

問合せ　職員課☎042（346）9514

1　職員の任免および職員数に関する状況

(1)任命権者別一般職の職員数（平成22年４月１日現在）

条例上の職員定数は市全体で1,075人ですが、実際の定数内職員数は904人です。

任命権者	定数	定数内職員数	定数外職員数	職員数計
議会事務局	11人	11人		11人
市長部局	788人	697人	13人	710人
教育委員会	268人	188人		188人
選挙管理委員会	4人	4人		4人
監査事務局	4人	4人		4人
農業委員会	（3人）	（3人）		（3人）
計	1,075人	904人	13人	917人

※（　）の農業委員会の職員は、市長部局の職員が兼務しています。
※定数内職員数は、教育長、臨時および非常勤職員を除いた人数です。また、定数外職員数は、公益的法人などへの派遣職員数です。

(2)役職別職員数（平成22年４月１日現在）

職員の役職別・男女別職員数は、次のとおりです。

①事務・技術系職員

役職	全体	男	女
部長および部長相当職	19人	18人	1人
課長および課長相当職	53人	49人	4人
課長補佐および課長補佐相当職	59人	45人	14人
係長および係長相当職	148人	110人	38人
主任職	191人（54人）	94人（52人）	97人（2人）
主事職	358人	152人	206人
計	828人（54人）	468人（52人）	360人（2人）

②技能労務系職員

役職	全体	男	女
統括技能長職	0人	0人	0人
技能長職	15人	0人	15人
技能主任職	60人（8人）	3人（6人）	57人（2人）
主事職	14人	2人	12人
計	89人（8人）	5人（6人）	84人（2人）

※（　）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

(3)職員採用等および退職等（平成21年４月２日～平成22年４月１日）

職員の採用等および退職等は、次のとおりです。

	平成21年4月1日現在職員数	採用等の状況				退職等の状況					平成22年4月1日現在職員数	前年度比較
		平成21年4月2日～22年3月31日	平成22年4月1日	他団体からの派遣戻り	計	定年	勧奨	普通等	他団体への派遣	計		
職員数	918人（49人）	13人	44人（24人）	1人	58人（24人）	38人	14人	5人（10人）	2人（3人）	59人（13人）	917人（60人）	▲1人（+11人）

※（　）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

2　職員の競争試験の状況

(1)職員採用試験の実施状況（平成21年度）

平成21年度に実施した、職員の採用試験は、次のとおりです。

職種	１次試験実施日	受験者数	採用者数
一般事務	平成21年４月12日	86人	3人
保育士		11人	3人
一般事務	平成21年８月16日	178人	6人
一般事務	平成21年９月20日	141人	25人
一般事務（民間経験者対象）	平成21年10月４日	181人	2人
一般技術（土木）	平成21年12月６日	21人	4人
保育士		28人	9人
計		646人	52人

3　職員の給与の状況

(1)職員の平均給料月額および平均年齢（平成22年４月１日現在）

平成22年４月１日現在、手当を除いて職員に支給される給料の１人当たりの平均支給月額と平均年齢は、右表のとおりです。

区分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	342,266円	41.3歳
技能労務職	324,387円	46.8歳

※詳細は、市報平成22年12月５日号の「小平市職員の給与」の記事をあわせてご覧ください。また、「小平市職員の給与」は小平市ホームページからもご覧になれます。

4　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間（平成22年４月１日現在）

職員の標準的な勤務時間は、次のとおりです。

勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
週38時間45分	午前８時30分	午後５時15分	正午から１時間

※保育園、図書館など不規則な勤務に従事する職員については、勤務時間は週当たり38時間45分となるように勤務の割り振りを行っています。
※再任用短時間勤務職員の勤務時間は、週当たり31時間以内です。

(2)休暇等（平成22年４月１日現在）

職員の休暇等は、年次休暇、病気休暇、公民権の行使、骨髄移植休暇、結婚休暇、産前産後休暇、育児時間、出産介護休暇、生理休暇、妊婦の健診等、妊婦の通勤緩和、忌引、父母の祭日、災害等による交通遮断、長期勤続休暇、ボランティア休暇、夏季休暇、子の看護休暇、介護休暇、育児休業、部分休業等があります。

なお、年次休暇の平成21年の平均取得日数は10.6日です。

5　職員の分限および懲戒処分の状況（平成21年度）

分限処分は、職員の勤務成績がよくない場合、心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合など、公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分であり、免職、休職、降任、降給の４種類があります。

懲戒処分は、職員が法令に違反した場合、職務上の義務に違反し、もしくは職務を怠った場合、または全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に公務員関係の秩序を維持するため、職員の道義的責任を追及して行う処分であり、免職、停職、減給、戒告の４種類があります。

平成21年度における新たな処分は、次のとおりです。

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分件数	0件	30件	0件	0件	0件	0件	0件	0件

※処分件数は、延べ件数であり、休職の期間が更新された場合は、そのつど新たな処分が行われたものとして計上しています。

6　職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務を遂行しなければなりません。職員が職務を遂行するにあたり守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務	職員は法令等に従い、かつ、上司の命令に忠実に従わなければなりません
信用失墜行為の禁止	職員はその職の信用を傷つけ、または職全体の不名誉となる行為をしてはなりません
守秘義務	職員は職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません
職務専念義務	職員は法令上特別の定めがある場合を除くほか、勤務時間中全力で職務を遂行しなければなりません
政治的行為の制限	職員は政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為をしてはなりません
争議行為等の禁止	職員は争議行為等が禁止されています
営利企業等の従事制限	職員は許可を受けなければ、営利企業等に従事することができません

7　職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1)職員研修（平成21年度）

職員の能力を開発し、公務能率を向上させ、よりよい市民サービスを提供するため、さまざまな研修を行っています。

区分		受講者数	主な研修内容等
東京都市町村職員研修所	一般研修	217人	新任および職層別・経験年数別の研修
	実務研修等	237人	政策・法務、情報処理、情報倫理、税務、子育て支援、保育士、男女共同参画社会形成等
その他派遣研修		91人	日本経営協会、市町村職員中央研修所、全国建設研修センター等
市独自研修		972人	職層別、保育士、接遇、男女共同参画・セクシュアルハラスメント防止、公務員倫理、労働安全衛生、健康講座、メンタルヘルス、人事考課等

(2)勤務評定（平成21年度）

職員の職務で発揮された能力などについて、毎年、評定を行っています。

評定の回数	1回
評定の時期	1月
評定対象人数	874人（49人）

※（　）内の人数は、再任用短時間勤務職員の外書き人数です。

8　職員の福祉および利益の保護の状況

(1)福利厚生制度

職員の福利厚生制度として、地方公務員法第42条の規定に基づき、小平市職員互助会を設置し、職員の元気回復、その他福利厚生に関する事業を行っています。この互助会は、職員の会費および市の負担金などで運営されています。

(2)公務災害等（平成21年度）

公務上または通勤途上の災害により負傷等をした場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成21年度の発生状況は、右表のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	4件	0件
通勤災害	6件	0件

(3)健康診断等（平成21年度）

職員の健康管理のため、毎年、健康診断等を実施しています。平成21年度の実施状況は、右表のとおりです。

区分	受診者数
定期健康診断	758人
その他検診（※）	442人

※ＶＤＴ健康診断、肺がん検診、胃がん検診、大腸がん検診。

9　公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求（平成21年度）

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して市の当局により適当な措置がとられるべきことを要求することができます。平成21年度の要求は、次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0件	0件	0件	0件

(2)不利益処分に関する不服申立て（平成21年度）

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けたときは、公平委員会に対して不服申立てができます。平成21年度の申立ては、次のとおりです。

年度当初係属件数	年度中申立て件数	年度中処理件数	年度末係属件数
0件	0件	0件	0件

(3)人事管理に関する苦情処理（平成21年度）

職員は、公平委員会に対して勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申し出および相談を行うことができます。平成21年度の苦情処理は、次のとおりです。

年度中相談件数	年度中処理件数	年度末未処理件数
0件	0件	0件

シリーズ　⑩臨時財政対策債

財政状況の公表

今回は、交付税の算定に用いる「臨時財政対策債」についてお知らせします。

臨時財政対策債とは、財源不足を補うために借り入れているお金で、残高は約99億円です。

地方交付税は、国税を原資として地方自治体へ配分されますが、これだけでは地方の財源不足をまかないきれないため、国は借金をして配分額の上乗せをしてきました。しかし、国の借金が膨らんできたため、不足分は、地方と国が折半のうえ借金をして穴埋めをしています。この地方自治体側の借入金が「臨時財政対策債」と呼ばれるものです。

臨時財政対策債は、各自治体の人口などを基に借入可能額が決められますが、この借入可能額分だけ国から市へ交付される交付税額も減少します。

たとえば、平成22年度における小平市の交付税算定上の不足額は約40億円でしたが、臨時財政対策債を約29億円借りることが可能なため、その分が減額されて、実際の交付額は約11億円となりました。

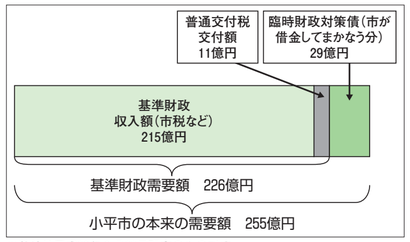

※数値は平成22年９月30日現在のものです。

臨時財政対策債の返済のための経費は、交付団体であれば後年度に普通交付税として交付されますが、小平市は不交付団体だった期間があるため、その間は市が返済の負担をしていました。

臨時財政対策債の借り入れは必要最低限に抑えて、引き続き借金に頼らない財政運営を行っていく必要があります。

ご意見・ご感想をお寄せください
FAX 042（346）9513、✉ zaisei@city.kodaira.lg.jp
問合せ　財政課☎042（346）9504

国民健康保険

正しく保険に加入していますか

小平市に住所がある方（原則として、在留期間が１年以上の外国籍の方を含む）は、次の①～④に該当する方を除き、すべての方が国民健康保険（国保）に加入しなければなりません。

①職場の健康保険、船員保険、共済組合などに加入している方とその被扶養者
②国民健康保険組合に加入している方
③生活保護を受けている世帯の方
④後期高齢者医療制度に加入している方

国保に加入している方で、①～④に該当することになったときは、国保を脱退する手続きが必要です。ただし、75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合は、手続きは不要です。

手続き窓口　保険年金課（市役所１階、東部・西部出張所、動く市役所（受付のみ））

※保険年金課では、土曜日の午前８時30分から午後０時15分までも手続きができます（祝日、年末年始を除く）。

届出期間　変更事由の発生した日から14日以内

問合せ　保険年金課☎042（346）9529

国民健康保険の届け出

国保に加入する場合
・小平市に転入したとき（前住所で国保に加入していた方） ・職場の健康保険をやめたとき ・職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき ・職場の健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったとき ・生活保護を受けなくなったとき ・国保加入世帯に子どもが生まれたとき
国保をやめる場合
・小平市を転出するとき ・職場の健康保険などに加入したとき ・生活保護を受けることになったとき ・死亡したとき

国民年金

◆付加保険料をご存じですか

国民年金には、定額保険料に４百円（付加保険料）を加えて納付することで、老齢基礎年金に上乗せして年金を受給できる付加年金の制度があります。

付加年金の受給額は、２百円×付加保険料納付月数となります。

付加年金に加入できる方は、国民年金第１号被保険者です。

※保険料の免除を受けている方、国民年金基金に加入している方を除く。
※付加保険料は、申込月からの納付となります。

申込み　保険年金課（市役所１階）、東部・西部出張所、動く市役所

問合せ　武蔵野年金事務所☎0422(56)1411

小平市メールマガジン（こだいらNEWS）好評配信中

小平市からの情報を手軽に入手できる小平市メールマガジン（こだいらNEWS）を配信しています。

配信を希望する方は、小平市ホームページの「こだいらNEWS（小平市メールマガジン）」から配信登録を行ってください。

また、携帯電話での配信を希望する方は、携帯電話用ホームページから配信登録を行ってください。なお、右下の二次元バーコードを読み取ることでアクセスすることができます。

問合せ　秘書広報課☎042（346）9505

携帯電話用ホームページ（二次元バーコード）

ふれあい下水道館

3月の催し

◆第6回特別講話会　列車トイレのうつりかわり

とき　３月13日（日）午後１時30分～３時30分

ところ　ふれあい下水道館

費用　無料

対象　中学生以上

定員　25人

内容　列車のトイレにまつわる数々の秘話を写真を交えて語る

講師　清水浩さん（日本下水文化研究会）

申込み　ふれあい下水道館へ（電話可、先着順）☎042（326）7411

犬と猫との楽しい生活

飼い主は動物の本能や習性などを理解し、動物の生涯に対する責任を十分に自覚して、適正に飼わなくてはなりません。

◆犬にルールを教えましょう

犬との楽しい生活を送るために、必ず、しつけをしましょう。

毎日の散歩や遊び、犬への話しかけ、触れ合いなどを通じて、飼い主や家族と犬の間に信頼関係を作りましょう。

散歩をするときは、適正な長さのリードにつなぎ、犬とのコミュニケーションを楽しんでください。

散歩中の尿は水で流し、ふんは家まで持ち帰ることが飼い主の責任です。気持ちよく犬との散歩ができるよう、みんなでルールを守りましょう。

◆犬は必ず登録しましょう

生後91日以上の犬は、法律により生涯一度の登録と毎年１回の狂犬病予防注射が義務付けられています。まだ登録していない場合は、必ず登録しましょう。

また、登録時に交付される犬鑑札、狂犬病予防注射済票は、必ず犬につけておいてください。

登録窓口　環境保全課、東部・西部出張所、動く市役所

登録手数料　３千円

◆猫の飼育は屋内で

猫は、交通事故や感染症予防のためにも、屋内で飼いましょう。

また、やむなく屋外で飼っている猫には、これ以上もらい手のない不幸な命を生み出さないために、飼い主の責任として避妊・去勢手術をお願いします。

◆動物の遺棄・虐待は犯罪です

愛護動物の遺棄や虐待は動物愛護管理法で禁止されています。動物を飼う場合は、最後まで責任を持って飼育してください。

※動物の飼育やしつけに関することは、東京都動物愛護相談センター多摩支所☎042（581）7435へご相談ください。

問合せ　環境保全課☎042（346）9536

ご利用ください　ペット情報登録制度

市では、ペット（犬、猫など）を手放そうとする方と、新たに飼育を希望する方との橋渡しをしています。ぜひご利用ください。

対象者　▽現にペットを飼育している市民（飼育者）▽ペットの飼育を希望する方（希望者）

対象ペット　▽原則として幼年期にあること▽健康であること▽希望者へ引き継いでも問題がないこと

利用方法　▽飼育者、希望者のいずれも、登録カードに必要事項を記入して提出してください。

※飼育者は、ペット１匹につき１枚の写真が必要です。

▽飼育者、希望者のいずれも登録カードを閲覧して相手を探してください

▽受け渡しは、当事者間で誠意をもって話し合ってください

▽市は紹介したペットの受け渡しや、その後の飼育において生じた問題について一切責任を負いません

▽ペットの譲渡は無料です

登録有効期限　登録した日の翌日から飼育者は１か月、希望者は３か月を経過した月の末日まで

※ペット情報登録制度は、小平市ホームページでも閲覧できます。

問合せ　環境保全課☎042（346）9536

酒店自慢の小平オリジナル商品

小平特産のブルーベリーを使った「プレミアム小平ブルーベリーワイン」、小平産の親里芋を原料とした「国平村の親っこ焼酎」、姉妹都市北海道小平町産の米きららを使った「純米吟醸小平」をはじめ、小平オリジナル商品を多数取りそろえています。セットで贈答などにいかがでしょうか。

お求めは、小平酒商組合加盟店へ。

※詳しくは、小平市ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

※店によって一部取り扱いのない商品もあります。

問合せ　産業振興課☎042（346）9527

花と緑のまち　小平　⑥古屋さん

小さな花びらが重なり、風にそよぎ、甘い香りのするさくら草が大好きで、十数年前から育て始めました。狭いスペースですが工夫して飾っています。

１月から咲き始め、５月上旬まで楽しむことができます。近所の方や道行く方々が喜んでくださるので嬉しくて、毎年、夫婦で心を込めて種から育てています。

「花と緑のまち小平」に少しでもお手伝いできれば幸いです。

オープンガーデン所在地　大沼町２－786－11
☎042（344）2461
開放日　３月～８月（敷地外からの見学）